

# 井戸端かいご

年 3 回発行

大町市大町1058-33  
大北福祉会館内  
北アルプス広域連合  
介護福祉課  
電話 . 22-7196

## 支え合い活動は住民のみなさんが主役です！

～地域の企業や、いろいろな団体が、地域活動を応援しています～



大町市地域支え合い体制づくり協議会では、ザ・ビッグ信濃大町店ふれあいホールを会場に、住民のみなさんが主役の支え合い活動を始めました。企業のご協力で店内の空きスペースをこの活動に開放いただき、いろいろな団体が手作りの教室やイベントを企画運営しています。どの企画も回を重ねるごとに常連さんが増え、活気にあふれています。11月28日は、音楽健康指導士の藤巻光作さん（大町市常盤）による音楽健康教室が開催され、20人が参加して、懐メロにのせて音楽レクリエーションを楽しみました。

本年4月からはじまった介護予防・日常生活支援総合事業では住民主体の支え合いや助け合いの活動を広めるために、大北の各市町村で協議体が発足し、地域ぐるみの活動が広がっています。

### もくじ

- |   |                     |   |   |                    |   |
|---|---------------------|---|---|--------------------|---|
| 1 | 第7期介護保険事業計画(案)の概要…  | 2 | 4 | 特養入所申込み状況……………     | 8 |
| 2 | 確定申告の準備(介護保険料)…………… | 6 | 5 | 介護保険給付費通知について…………… | 8 |
| 3 | ” (医療費控除等)……………     | 7 |   |                    |   |

# 第7期介護保険事業計画の概要(案)について

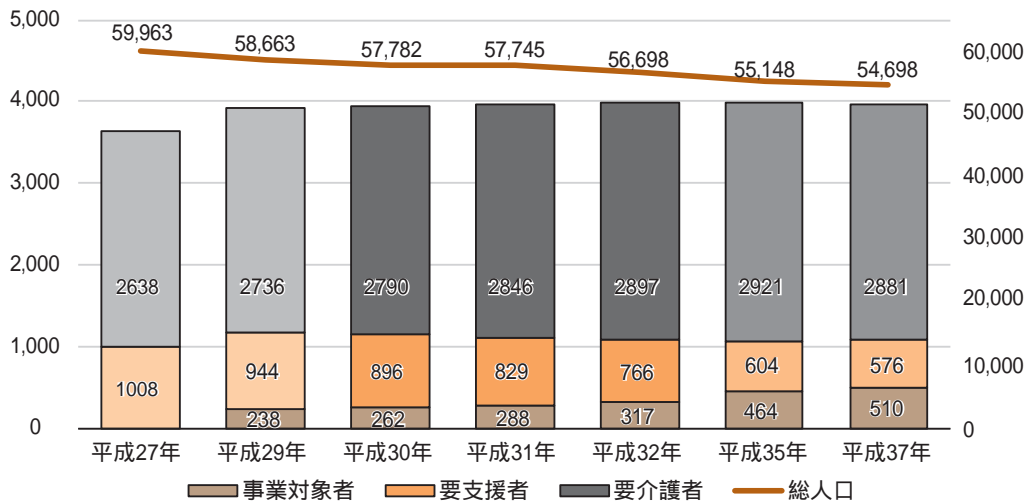
平成30年から32年までを期間とする第7期介護保険事業計画は、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりを推進するため、介護保険事業の適正な運営に向けた目標と、実際に必要な重点取り組み事項などを定める計画です。

現在まで、作成委員会を5回開催し、将来人口や介護を必要とする人、必要な介護サービス量、保険給付費がどのくらい必要になるかを検討してきました。今回は計画の概要をお知らせします。

## 介護を必要とする人等の推計

地域の人口減少が進む中、日本の高齢化がピークを迎えると言われている平成37年では、総人口、高齢者人口とも、本

グラフ1 総人口と要介護認定者等の推計



年度より減少しますが、64歳以下の人口減少により、高齢化率は36%以上にまで上昇します。一方で、介護サービス等を提供する担い手の減少が予測される中、

一人暮らし世帯等の増加に伴い、サービスを必要とする人数は、今後も増加すると予測されます。(グラフ1)

## 基本理念

### 1 利用者本位

高齢者の自立を支援し、支援を必要とする高齢者に対して、必要なサービスを提供します。

### 2 総合的サービスの提供

高齢者の多様なニーズに的確に対応することのできる効率的・総合的サービスを提供します。

### 3 地域主義

住民に最も身近な地域において必要なサービスをきめ細かく提供できる体制づくりを推進します。

## 基本目標

「地域包括ケアシステムの構築」

保健、医療、福祉、住民、事業者を含めた地域相互の連携のもとに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

サービス基盤の整備計画

サービス給付費の推計

【表2】施設整備計画

年度	施設種別	規模	場所
30	介護老人保健施設	5床 (増床)	松川村
31	小規模多機能型居宅介護事業所	29床 (新規)	北部地域

基盤整備については、高齢者人口、要介護認定者数、世帯構成の変化などを中長期的に検討し、地域の実情に応じたサービスが提供できるよう整備を進めます。第7期計画で整備する施設は表2のとおりです。

平成33年度以降の施設整備については、計画期間中の施設サービスの利用状況や需要等に基づき検討していきます。

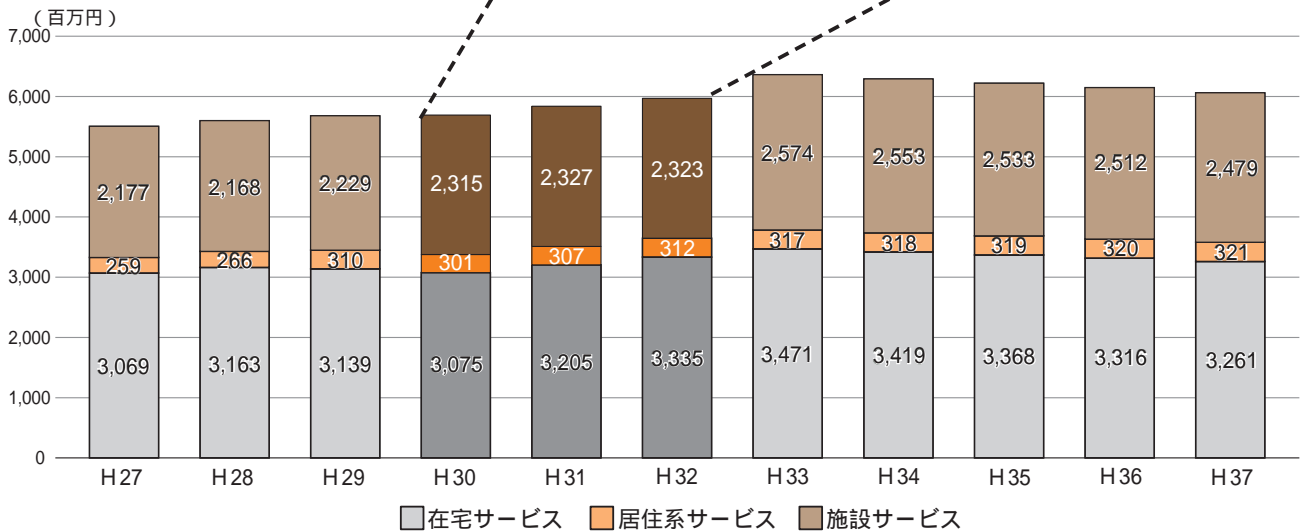
第7期計画期間中の介護サービス給付費は、56億9千万円から60億円程度になると見込まれ、施設整備分を含めて前年度比で2%程度増加すると試算しています。

しかし、人口減少の影響等により、今後は、要介護認定者数も減少していくと考えられますことから、平成33年度をピークに給付費は減少していくと推計しています。

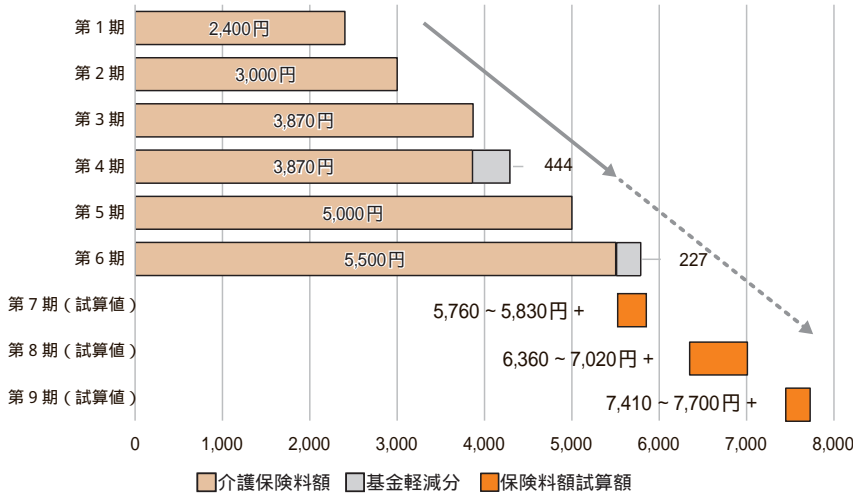
【保険給付費の推移と推計（平成29年12月13日時点の試算値）】

期	第6期計画		第7期計画（試算値）		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付費	55億9千万円	56億8千万円	56億9千万円	58億4千万円	59億7千万円
前年度比(%)	-	101.4%	100.2%	102.6%	102.2%

平成29年度給付費は決算見込額



グラフ2 介護保険料(月額)の推移  
(平成29年11月6日試算値)



これからの介護保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)に納入いただいている介護保険料(基準月額)は、第1期は2,400円でしたが、介護サービスを利用する方の増加に伴い、現在は5,500円(約2.3倍)にまで増加しています。

第7期計画以降の介護保険料は、被保険者数の減

サービス利用者の増加

基盤整備に伴う給付の増加

などにより、今後も増加する見込みです。

将来人口の推計結果や、必要と見込まれるサービス量に基づき試算(平成29年11月6日時点)した保険料は、グラフ2のとおりです。

最終的な保険料は、給付準備基金を活用して、一定の負担軽減を行い決定していきます。

介護保険料の負担段階

みなさんに広く薄くご負担をお願いするため、保険料段階の負担段階は現在と同じ10段階です。

低所得者の方々については、負担の軽減を図ります。

市町村 民税	本人 世帯	本人 住民税非課税					本人 住民税課税					
		世帯 住民税非課税			世帯 住民税課税		世帯 住民税課税					
前年の 年金収入や 所得状況等	生活 保護 老齢 年金 受給者	本人の課税年金収入 合計所得金額					本人の合計所得金額					
		80万円 以下	80万円 超 ~ 120万円 以下	120万円 超	80万円 以下	80万円 超	120万円 未満	120万円 以上 200万円 未満	200万円 以上 300万円 未満	300万円 以上 400万円 未満	400万円 以上	
保険料段階		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	
調整率 (基準額に乗じる 割合)		0.45	公費 0.05	0.65	0.75	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.8

第6期計画と同様に、第1段階については低所得者の保険料軽減強化の目的で、保険料額の一部分を公費(国・県・市町村)で負担し、被保険者の保険料負担を軽減します。



## 計画の中の重点施策 (重点的に取り組むこと)

介護サービスを必要とする人が安心してサービスが利用できるよう重点的に取り組む事項は次のとおりです。

### 1 介護予防の推進

高齢者の健康寿命を延伸し、日常生活で介護が必要となる時期を延伸します。また、介護を必要とする状態が悪化しないよう、状態の維持に努める施策を展開していきます。



### 2 介護人材確保の推進

地域の人口が減少する中で、必要な介護サービスを安定的に提供するため担手の確保を推進します。

### 3 介護サービスの充実と基盤整備

介護サービスを継続的、安定的に提供

するため、要介護者数、サービスニーズの変化等を勘案して施設整備の必要性を判断していきます。

### 4 認知症施策の推進

認知症の人を地域で支えるために「認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援」を包括的・継続的に進めていきます。



### 5 日常生活支援の体制整備

生活支援を充実させます。また、介護予防や生きがいづくり活動等を通じて、地域の支え合いの輪を広げていきます。

### 6 在宅医療と介護の連携

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制づくりを推進します。

### 7 高齢者の居住安定に向けて

住み慣れた地域での生活が継続できるよう、高齢者向けの住まいの確保について、関係機関と連携して取り組みます。

### 8 地域包括支援センターの機能強化

市町村(生活圏域)ごとに求められる機能を満たし、継続的なサービス提供体制を確保します。

計画について意見募集(パブリックコメント)を行っています。  
12月18日(月)～1月15日(月)まで  
詳しくは、北アルプス広域連合のホームページをご覧ください。  
<http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/>



# 申告の準備はお済みですか？

介護保険料は「社会保険料所得控除」の対象となります



65歳以上の方が納付した介護保険料は、所得税や市町村住民税申告の「社会保険料控除」の対象となります。平成29年1月1日から12月31日までに納めた金額（特別徴収の方は年金から天引きされた金額）の合計を申告してください。

なお、年間の納付額については、下の表のとおり、納付方法別に年金保険者（日本年金機構等）または北アルプス広域連合からそれぞれ、「源泉徴収票」「納付済額証明書」により通知いたしますので、申告の際にご確認ください。

その他不明なことがございましたら、「北アルプス広域連合介護福祉課 介護保険係」まで、お問い合わせください。

電話 0261-21-3324

	特別徴収 (年金天引きの方)	普通徴収 (納付書、口座振替の方)
徴収方法	年金年額が18万円以上の方で年金から天引きされた方	年金年額が18万円未満の方等で納付書や口座振替等で納めた方
証明書の発行	1月下旬に年金保険者から「源泉徴収票」がはがきで通知されます。 ※障害年金・遺族年金から天引きされた保険料については、北アルプス広域連合から「納付済額証明書」を送付します。	1月下旬に北アルプス広域連合から「介護保険料納付済額証明書」を送付します。
申告 (社会保険料控除)できる人	本人の年金から差し引かれた「介護保険料」は、 <u>本人のみ社会保険料控除の対象として申告ができます。</u> ※本人の年金から差し引かれた介護保険料を配偶者や家族が補填したとしても、 <u>その配偶者や家族の社会保険料控除の対象とはなりません。</u>	本人が納付書や口座振替等により「介護保険料」を支払った場合には、 <u>本人の社会保険料控除の対象として申告ができます。</u> また、本人の「介護保険料」を配偶者や家族が納めた場合には、国民年金や国民健康保険と同様に、 <u>配偶者や家族の社会保険料控除の対象となります。</u>

※ 40歳から64歳の方は、介護保険料と健康保険料をいっしょに納付いただいており社会保険料控除の対象となります。申告額等の確認などについては加入している医療保険者にお問い合わせください。

## ■障害者控除について

本人又は家族が、要介護1から5の要介護認定を受けている場合、障害者控除の対象となる場合があります。控除の対象となった場合、認定証がお住まいの市町村から発行されますので、申告の際に提示してください。詳しくは、市町村介護保険担当窓口にお問い合わせください。



医療系の介護サービス利用料は、所得税や市町村民税申告の「医療費控除」の対象となります。具体的な医療系の介護サービス種類は、下の表のとおりです。

平成29年1月から12月までの1年間に支払った「医療系の介護サービス利用料」が対象となります。

※控除を受けるためには「領収書」が必要ですので、ご準備ください。

医療系の介護サービス利用料は「医療費控除」の対象となります

### 居宅サービス利用の場合

控除の対象になる、医療系の介護サービスは？

- ・訪問看護 ・通所リハビリテーション ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所療養介護 ・居宅療養管理指導 ※以上は介護予防を含む。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合のみ）
- ・複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもののみ。生活援助中心型の訪問介護部分を除く）

また、と の条件を満たす場合、次の介護サービス利用料も「医療費控除」の対象となります。

- ①ケアプランに基づき利用した場合のサービスであること
- ②ケアプランに、「医療系の介護サービス」のいずれか、または、医療保険の訪問看護が位置づけられていること

医療系の介護サービスまたは医療保険の訪問看護



- ・身体介護が中心の訪問介護（生活援助が中心の訪問介護は対象外）
- ・訪問入浴介護 ・夜間対応型訪問介護 ・通所介護（地域密着型含む）
- ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・短期入所生活介護
- ※以上は介護予防を含む
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス（生活援助中心型のサービスを除く）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護相当サービス

### 施設サービス利用の場合

「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「療養型医療施設」の施設サービス利用料と食費及び居住費は、医療保険の入院と同じく「医療費控除」が受けられます。ただし「特別養護老人ホーム」については、1/2が対象となります。

### おむつ代

- ①寝たきりの状態で、療養上、おむつ使用が必要な方には、おむつ代が「医療費控除」の対象となります。
- ②初めておむつ代の「医療費控除」を受ける方は、「領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方で、主治医の意見書により必要項目が確認できる場合は、北アルプス広域連合が発行する「主治医意見書内容確認証明書」を、「おむつ使用証明書」に代えることができます。ご希望の方は、お住まいの市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。

# 特別養護老人ホーム入所希望者は293人 平成29年11月入所判定委員会

## 【介護度別入所申込者の待機場所】(人)

(平成29年11月集計)

要介護度	待機場所				合計
	在宅	老人保健施設	療養型施設等	グループホーム	
要介護3	63	58	7	9	137
要介護4	34	32	4	3	73
要介護5	31	43	7	2	83
合計	128	133	18	14	293

「療養型施設等」は療養型施設の他に有料老人ホームを含みます。

平成29年11月入所判定委員会時の要介護3以上の入所申込者数は、大北全体で293人です。待機場所の割合は在宅44%、施設等56%となっています。また、11月までの1年間に開催された特列入所の判定委員会には14人(要介護1・2)の方から入所の申し込みがあり、ご自宅での生活が難しいため入所の必要性があると判定されました。

## 介護給付費通知書について

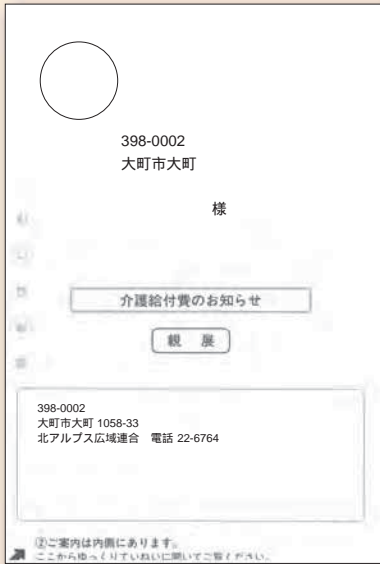
10月～12月に介護保険のサービスをご利用した方を対象に、左のような通知書(はがき)をお送りします。(来年3月初旬発送予定)

このお知らせは、介護保険事業所から、どのようなサービスをどれくらい利用されたかをお知らせするとともに、介護保険事業に対するご理解を深めていただくためのものです。(このお知らせにより、手続きをしていただくことはありません)

医療費通知と同じ役割のお知らせなのね。



はがきを開いた内側の記載例



介護給付費のお知らせ(請求書ではありません)

※平成29年度 29年 07月～平成 29年 09月に利用された介護給付費は下記の表のとおりです。  
※裏面にも記載がありますのでお読みください。

サービス月	サービス事業所	サービス種類/種別	サービス 日数/回数	利用単価 当分額(円)	サービス費 合計額(円)
平成29年07月	社会福祉法人 ケアマネジメントオフィス	通所介護	13	3,479	45,227
平成29年08月	社会福祉法人 ケアマネジメントオフィス	通所介護	9	3,790	34,110
平成29年09月	社会福祉法人 ケアマネジメントオフィス	通所介護	13	3,479	45,227

このお知らせにより、あなたが手続きをしていただくことはありませんが、わからないことがありましたら窓口の用紙を参照までお問い合わせください。